

# 「世職根源冊」からみた清初の降清漢人

綿貫哲郎

はじめに

本稿は、中国第一歴史档案館原蔵の档案を用いて、主に入関前から順治年間までに清朝に投降し世職を与えられた多くの漢人について、清朝政権が彼らをどのようなかたちで特権的身分として組み込んでいくのか、その一端を提示するものである。<sup>(1)</sup>

世職は世爵とも称され、天命五年（一六二〇）に清太祖ヌルハチが制定した武官組織を起源とし、旗人の功臣に授爵・承襲が許された一種の爵位であり、立職人の国家への功績を顕彰し、子孫に伝えることを目的としたものであった。このような世職は、戦陣で武功をあげた旗人、衆を率いて投降した者の二者が功績の対象とされ、時には文官に授爵されることもあった。承襲回数については、あらかじめ

め決められた有限のものと、制限がない「世襲罔替」の二種類が存在した。

世職制度の研究は、それほど数が多くない。その主な原因は、世職制度と八旗官制とが混同されて理解されてきたことにある。天命年間の世職制度を検証し、実際にはそれらが併存する二つの異なる系統であったという、極めて重要な事実を解明したのは松浦茂氏である。<sup>(2)</sup> それから俸禄支給の観点から世職制度の変遷を検証した上田裕之氏は、清朝皇帝が旗人全体を扶養する体制は、清朝政権が遼東地域の支配以降、独自に確立してきたことを解明したこと、つまり明朝の諸制度を継承したものではないことを明らかにした。これは、近年盛んに議論されている清朝皇帝・旗人の領旗支配の原則に根ざした、いわゆる「旗王十旗人関係」にも収束できないという点に特徴がある。筆者が管見した

限りにおいても、世職の襲替に際して旗王が関与していた記録は存在するものの、立職そのものは、旗人による国家への功績にもとづき皇帝自らが旗人に対して直接勅書（誥命）を授与しているのである。

筆者は、乾隆年間における八旗漢軍旗人の世職に関して、入関後に八旗に編入された漢人の多くが旧南明政権からの投誠官であること、入関以前に投降した漢人とは授爵した世職の性格に違いがあること、乾隆初期の世職承襲終了者のうち全体の七〇八割を占めたのが、八旗漢軍旗人であったことなどを指摘したことがある。<sup>(3)</sup> しかしながら、これらは清朝一代の世職制度を概観する上では有効であるが、入関前後という限定された時期の実態を反映してはいない。

雍正朝の八旗制改革をうけて編纂された「八旗通志初集」<sup>(4)</sup>（雍正五年「一七二七」纂修、乾隆四年「一七三九」刊刻）は、清朝八旗制を研究するために不可欠な最初の編纂資料であるが、該書では本稿で考察しようとする世職の記述が詳しくはない。そこで本稿では中国第一歴史档案館に原蔵

される、いわゆる「世職根源冊」と称される档案資料を主に用いて欠を補う情報を提示し、世職の授爵や加授・晋爵など恩恤の推移をみてゆくことで、入関前後、具体的には摂政王ドルゴン（Dorgon・多爾袞）期や世祖順治帝の親政期において清朝政権がどのように降清漢人を特権的身分

として位置づけていくのか、その一端を明らかにする。以上は、清朝の中国内地支配や清初の滿漢関係を考える上で有益であると考える。なお本稿の考察にあたっては、混乱を避けるため、「世職根源冊」に記載された世職名称については、基本的に順治四年（一六四八）に改編された滿洲語表記を用いる。

## 第一章 「世職根源冊」について

「世職根源冊」は、旗人の世職の承襲状態を記した档案である。中国第一歴史档案館原蔵の「八旗世襲譜档」<sup>(5)</sup>に含まれる档案のうち、世職に関係する根源冊（佐領「ニル」と併記した「佐領世職根源冊」の場合は世職部分）を筆者自身が便宜上仮称したものである。根源冊そのものは、雍正十一年（一七三三）五月に世宗雍正帝によって初めて作成が命じられた<sup>(6)</sup>、八旗官員の立職及び継承経緯を記した档案資料であり、佐領と世職のものが存在する。その作成にあたっては、勅書（誥命）の写しを利用してはいるが、乾隆年間に記述方法が画一化され、一〇年ごとに内容を更新するよう定められた。<sup>(7)</sup> 「世職根源冊」の記載内容は、当該時期に存続する世職全てに及ぶが、承襲回数終了した世職は削除されて、その後は全く見いだすことができない。光緒末年までに数度作成されたが、本稿では管見する限り現

存する最も古い嘉慶八年（一八〇三）作成以降の「世職根源冊」を用いる。<sup>(12)</sup>

このような「世職根源冊」には、立職人の投降時の身分或いは職銜、立職理由等といった根源と初任世職官名、そして勅書が授与された年月日が記されている。まずは、清太祖ヌルハチ時代に投降した漢人の勅書を一例としてあげる。彼らは旧漢人と呼ばれ、もと商人や平民或いは明朝の下級官人・下級武官を多く含むのがその特徴である。<sup>(13)</sup>

修養性、爾はもと明の撫順城の商人であった。明は爾を我が国と通じたとして、捕らえて牢獄に下した後、牢獄より出て来帰したとして「天命三年（一六一七）正月に第三子アバイの娘を与えて婿として、三等阿思哈尼哈番とした。後「天命六年（一六二一）」に遼東を得たので二等精奇尼哈番とした。「天聰七年（一六三三）三月に」病没したので、子の普漢に二等精奇尼哈番を承襲させた。天聰八年五月一七日。<sup>(14)</sup>

旧漢人に関しては、「旧満洲档」に天命八年（一六三三）に授与された五〇数名分の勅書の写しが残されている。また、天命一一（一六二六）年六月付の修延の勅書が現存している。しかしながら、「世職根源冊」上では、太祖期に授与したことに言及しつつも、授与された勅書の年月日については、全く触れていない。これは他の旧漢人でも同じ

く、根源冊では管見の限り天聰八年（一六三四）五月一七日付の勅書発給となっている。

もと明朝の武進士であった金礪の勅書は、「披革無職」から書き起こされ、立職が順治元年（一六四四）、三等阿達哈哈番を授与したとある。<sup>(15)</sup>しかし「八旗通志初集」巻一八一「金礪伝」によれば、順治元年は復職であり天聰五年（一六三一）に一度失職していること、太祖期すでに世職を与えられていたことが記されている。ところが同じ旧漢人の郎紹正や張大猷等の根源冊の立職年月日は天聰八年五月一七日とある。また張士彦は「天聰八年、[王]一屏とともに三等甲喇章京（のちの三等阿達哈哈番）を授かる」（『清史稿』巻三三一「張士彦伝」）とあり、太宗期に立職した旧漢人であることが明らかである。以上から、旧漢人については太祖朝よりすでに世職を持っていた者と、太宗期に世職を追贈されたとみられる者の二者の存在をみだせるのである。共通点は、根源（立職理由）が太祖期にあることである（表二）を参照。

『大清太宗文皇帝実録』天聰八年五月一七日の条には、以下のようにある。

初めて功を弁別して勅書を与えるに、ヤングリエフ……この六人は世襲し官は絶えず承襲する。一等昂邦章京・二等昂邦章京・三等昂邦章京・一等梅勒章京・二等梅

勒章京・三等梅勒章京・一等甲喇章京・二等甲喇章京・三等甲喇章京・牛泉章京、衆官等を章京の等級を見ず、功の大小を弁別して勅書を与えた。

この日、太宗ホントイシは六人のアンバン（amban・大臣）を世襲代替としたのに続き、一等昂邦章京（のちの一等精奇尼哈番）以下、牛泉章京（のちの拜他喇布勒哈番、【表二】を参照）まで、全ての世職官を武官の等級に依拠せずに、功績の大小を選別して勅書を与えたのである。

すでにみたように、投降直後から世職を授与され、勅書もまた与えられていた旧漢人も多かったが、雍正一二年（一七三三）に作成が命じられた「世職根源冊」の基礎となった勅書とは、この天聰八年（一六三四）五月一七日に授与されたものであることが理解できよう。<sup>(16)</sup>

## 第二章 順治初年の恩詔記事にみる降清漢人の諸相

順治初年の恩詔とは、入関前から八旗制に編入されていた旗人を対象として、順治七年（一六五〇）に一回と順治九年（一六五二）に二回の合計三回にわたっておこなわれた恩恤のことを指す。

『八旗通志初集』各列伝には、個人の事績のなかに「順治」九年に二度恩詔にあり、併せて一等精奇尼哈番兼一拖沙喇哈番に至る（巻一七五「祖沢潤伝」）、「順治」

七年九年三たび恩詔にあり、いくつも世職を加えて三等阿思哈尼哈番に至る（巻一七六「胡弘先伝」）、「順治」七年に恩詔で、世職一等を加えられる。……九年二回の恩詔で、世職を加えて一等阿達哈哈番又一拖沙喇哈番となる（巻一七六「夏景梅伝」）、「順治」七年九年に三たび恩詔にあり、加えて三等阿思哈尼哈番に至る（巻一七九「鮑承先伝」）、「順治」七年に恩詔で、一拖沙喇哈番を加えられる。……この年「順治九年」、二たび恩詔にあり、世職を加えて一等阿思哈尼哈番に至る（巻一八一「金礪伝」）等といった恩詔記事を見いだすことができる。

楊学琛・周遠廉両氏は、入関前の旗人を対象として恩詔が下された理由を、入関後の投誠官への新授爵にたいする懐柔策、すなわち清朝支配層の中で、入関を境に降清漢人をランク分けするためであると分析している。<sup>(17)</sup>以上の恩詔に関しては、順治八年（一六五二）の記事として「大清世祖章皇帝実録」（後述）や『大清会典（雍正朝）』にも部分的に記載されるのみである。これらは入関前の旗人を示す「從龍入関者」や「勳舊大臣（Gentlemen）」、八旗漢軍旗人では「遼人」や「遼東出身者」という表現で、入関前・入関後の旗人に差異が存在するといえる分類の根拠とされている。筆者も両氏の説を否定しないが、清朝入関前後という限定された時期の降清漢人（或いは八旗漢軍旗人）を適

切に捉えたものとは言い難い。以下、档案資料である「世職根源冊」の恩詔記事を、清朝政權への投降時期区分として用いられている旧漢人・新漢人・投誠官といった名称からⅠⅣに分類して示してみたい。以下、①は順治七年(一六五〇)の第一回恩詔、②は順治九年(一六五二)の第二回恩詔、③は同年の第三回恩詔に関するものである。

## I 旧漢人

石廷柱は、天命七年(一六二二)にヌルハチに投降した、もと明朝の署理(代理)守備であった。初任は三等阿達哈哈番であったが、天聰八年五月一七日の勅書授与時には、すでに三等精奇尼哈番であった。原文では①と②の間には、功績によって三等伯から二等伯に晋爵した記事が挿入されている。

①天下を統一したので、古の聖皇帝等の例に倣い、太祖皇帝の功徳を表し、上帝に祀配した礼で、旧衆官人等ががんばり代々力を尽くし苦労したとて、一等精奇尼哈番を三等伯とした。世襲し官は絶えず承襲する。順治七年八月初八日。……②天下を統一したので、古の聖皇帝等の例に倣い、聖母を昭聖慈壽皇太后として上した礼で、二等伯を一等伯とした。③皇后を娶った喜びの礼で、昔の聖皇帝等の例に倣い、聖母昭聖慈壽皇

太后の尊号に昭聖慈壽恭簡皇太后とて加え、尊号上った礼で、一等伯に更に一拖沙喇哈番を加えた。世襲し官は絶えず承襲する。順治九年正月二六日。<sup>24)</sup>  
この他の旧漢人については、「表二」下段に世襲罔替とされた年月日をまとめておいた。旧漢人に関しては、順治七年(一六五〇)の第一回恩詔ではじめて世襲罔替となっていることがわかる。

## II 新漢人

新漢人とは、太宗ホンタイジ期の天聰三年(一六二九)一六三〇)の「己巳の役」以降に清朝に投降した漢人を指す。ここでは、入関前における新漢人の世職の恩詔記事を投降時期ごとに「世職根源冊」から示してみたい。太宗期に投降した漢人は、太祖期に比べて、副将クラスの高級武官が多いのがその特徴である。

最初は、もと明朝の被革副将で天聰四年(一六二九)に永平(「己巳の役」)で捕らえられ、清朝に投降した孟喬芳の世職である。立職は、根源冊によれば天聰八年五月一七日、初任は二等阿達哈哈番である。原文では①と②の間に三等阿達哈哈番から一等阿達哈哈番に晋爵している。

①天下が統一したので、古の聖王の制に倣い、太祖皇帝の功徳を尊崇し、上帝に祀配した礼で、諸旧臣等

は代々手柄に尽くした故に、拜他喇布勒哈番に一拖沙喇哈番を併せ、陞して三等阿達哈哈番とした。順治七年一〇月二四日。……②天下が大定したので、古の聖王の制に倣い、聖母に昭聖慈壽皇太后の尊号を上した礼で、一等阿達哈哈番に一拖沙喇哈番を加えた。③大婚の礼でまた古の制に倣い、聖母昭聖慈壽皇太后を昭聖慈壽恭簡皇太后とし、尊号を加えた礼で、一等阿達哈哈番に一拖沙喇哈番を加え、陞して三等阿思哈尼哈番とした。世襲罔替。順治九年正月二六日。<sup>25)</sup>

なお、孟喬芳と同時期に投降した馬光遠(もと明朝の参将)の立職は一等精奇尼哈番、天聰八年五月一七日であり、順治九年正月二六日に三等伯世襲罔替となっている。<sup>26)</sup>

天聰五年(一六三一)一〇月に大凌河攻城戦で祖大寿とともに投降した、もと錦州副将の曹恭誠の世職は、立職が根源冊によれば崇徳元年(一六三六)六月一三日、初任は二等阿思哈尼哈番である。一等ずつ晋爵し、③で三等精奇尼哈番、世襲罔替となる。<sup>27)</sup>①が順治七年一〇月二二日であるのが他と異なる。大凌河攻城戦で投降した漢人は、根源冊に依拠する限り、立職はもと副将で崇徳元年八月二三日、もと遊撃以下で順治元年と品級によって授与年が異なっている。<sup>28)</sup>

胡有陞はもと明朝の錦州の民人であった。崇徳四年(一

六三九)、錦州城内の五〇人とともに清朝への投降する際、他の五〇人は明将に知られて殺害された。根源冊には、立職は崇徳四年、初任は三等阿思哈尼哈番とある。順治元年までに二等阿思哈尼哈番に晋爵している。一等ずつ晋爵し、③で三等精奇尼哈番、世襲罔替となる。①が順治七年、<sup>29)</sup>

②が年代記載がない等記述が簡略化されている。  
夏景梅はもと明の地方把総であった。崇徳七年(一六四二)、松山城包圍戦において、兄の夏成徳とともに夏成徳(夏成徳の子)を人質に差し出して、城を攻め落とすことに功績があった。根源冊には立職は順治元年(一六四四)二月初八日、初任は三等阿達哈哈番とある。①の年月日は順治七年一〇月二四日であるが、後に晋爵し、順治九年正月二六日に一等阿達哈哈番加一拖沙喇哈番、世襲罔替となっている。<sup>30)</sup>

以上、入関前における、各投降時期ごとの新漢人の「世職根源冊」から順治七年と九年の恩詔部分を示した。共通しているのは、①では晋爵した年月日に異同こそみられるものの、民人・武官のいずれの出身であろうとも、基本的には三回とも恩詔を加えられ、三回目の順治九年(一六五二)正月二六日時点ではみな世襲罔替となっていることである。

### III 投誠官

順治元年（一六四四）、明朝が李自成の反乱で滅亡すると、清朝政権は入関し、北京に遷都する。引き続き南下した清朝軍は、翌二年（一六四五）五月には官兵一〇万を率いる明寧南侯左良玉の子の左夢庚を降伏させ、同月には福王政権の根拠地であった南京を陥落させる。同二年一月、新たに清朝政権に投降した公・侯・伯・総兵官・副将・参将・遊撃等の投誠官三七四名を八旗に編入するが、彼らの世職授爵は、その多くが順治五年（一六四八）八月一〇日以降である。以下、入関後に八旗に編入された漢人の「世職根源冊」の一部を示す。

吳学礼、爾はもと明朝の時の官人であった。左夢庚と投降したので、二等阿達哈哈番を授けた。また五輩襲替するのを許す。順治六年一〇月初七日。後に貴州に出征し、船で帰還する時、海賊鄭成功等が鎮江・瓜州を侵取しようとして来た。……敵を「紅衣砲・鳥鎗で」撃ち破った。爾をよいとして、二等阿達哈哈番より三等阿思哈尼哈哈番に超陞した。また三次加えて、八次襲替するのを許す。順治一十七年七月初八日。

また、于得水は順治五年に許定国に随って帰順した。勅書にいう、爾は「南明の」福王の官人であった、「順治五

にかけてのことである。

旧漢人の子孫に関しては、立職以来の世職を継承する場合のほかに、新たに子孫が立職する場合がある。天命三年（一六一八）に投降した趙一鶴は、立職した三等阿達哈哈番を子の趙国政、さらに孫の趙璉へと継承し、世職は順治七年（一六五〇）八月初八日に世襲罔替となった、まぎれもない旧漢人である。それとは別に、趙国政の弟の趙国祚が、天聰六年（一六三二）にチャハル征討の軍功で立職、拖沙喇哈番を授爵し、順治三年（一六四六）五月一四日には拜他喇布勒哈番に晋爵している。天聰年間の立職になる趙国祚が世襲罔替になるのは、順治九年（一六五二）正月二六日の第三次恩詔を待たなければならなかったのである。これは、太祖朝でなく太宗朝に根源をもつからである。すなわち、世職制度から見た場合、世襲罔替を恩加される基準は立職時期であり、旧漢人の二世とはいえ、趙国祚及び該世職の継承者は、新漢人として扱われていることが読み取れよう。

以上、順治七年と九年の恩詔記事を中心に「世職根源冊」に記された、清初における降清漢人の世職について検証した。もちろん例外は存在するが、追跡できる限り、本稿で取り上げることのできなかった世職官員についてもまた、

年八月一〇日に<sup>(32)</sup>三等阿達哈哈番を授け、また四輩襲替するのを許した。後に年老いて「世職を」辞めるとき、于得水の子の于成龍が直隸巡撫に任じられていたので襲替せず、于成龍の実の子の于永裕に、康熙二年（一六八六）、三等阿達哈哈番を承襲させた。また三輩襲替するのを許す<sup>(33)</sup>。

以上にみるように、順治年間の投誠官は、主に順治五年頃に世職を授けられながら、順治七年（一六五〇）と同九年（一六五二）の三回に及ぶ恩加は、全く授与されていないだけでなく、承襲も有限であることがわかる。

#### IV その他

その他、降清漢人の世職としては、旧三藩の属下や旧漢人の子孫等があげられる。

旧三藩とは、天聰四年（一六三〇）と五年（一六三二）に前後して大軍を率いて投降した孔有徳・耿仲明・尚可喜、そして崇徳初年の沈志祥の属下を便宜上指す。彼らは、投降後も八旗とは別組織とされ、天祐兵・天助兵等と名付けられた。天聰・崇徳年間、清朝政権に投降した際、旗人に準じて世職を授与されて立職しているが、順治年間の合計三回の恩詔の対象ではなかった。彼らが八旗に編入されるのは、康熙一八年（一六七九）から同二四年（一六八五）

おおよそ上記の分類にあてはめられる。これらから、本稿の考察対象である、入関前後の時期における降清漢人の世職の特権的身分の推移を判断することはできたであろう。

### 第三章 編纂資料での第一回恩詔記事の脱落

前章では、档案資料にあたることで、これまで全く知られていなかった順治初年の恩詔とその具体的な内容（「世襲罔替」という特恩）を検証した。そのなかで、旧漢人と新漢人とは、世襲罔替となる時期に開きがみられることが明らかとなった。このことは、清初政治史を考えるうえで極めて重要である。すなわち、ドルゴン政権が終了するまでは、太祖期に投降した旧漢人だけが特権的な「世襲罔替」の存在であったのである。

神田信夫氏は、順治九年の二度（第二回と第三回）の恩詔のみ実録に記されていることに言及している。<sup>(34)</sup>『大清世祖章皇帝実録』巻五三、順治八年（一六五一）二月己丑の条は、実際には第二回恩詔に関する記載である。

一、満洲及び内蒙古、旧漢軍の公爵以下、拖沙喇哈番以上に在り、並びに襲職の幼官で朝廷に随っている者以上は、各々一級を加陞する。

また、『同書』巻五九、順治八年八月丙寅の条は、同じく第三回恩詔に関する記載である。

一、満洲及び内蒙古、旧漢軍の公爵以下、拖沙喇哈魯以上に在り、並びに年幼の襲職で朝廷に随う各官以上は、まさに各々一級を陞す。先に誥命を頒給していた各官で、今恩詔にあって陞授した者は、誥命の内増して世襲罔替に撰ぶのを許す。

「世職根源冊」に記された順治九年正月二六日と右の記事とにタイムラグがあるのは、実際に勅書が授与された日付との差であろう。ここで興味深いのは、満洲・内属蒙古と併せて晋爵し、世襲罔替とされたのが「旧漢軍」と記されていることである。この時期の八旗漢軍は、烏真超哈 (Ujan coha) と満洲語で呼ばれており、漢語名称としての「漢軍」はまだ存在していなかった、当該用語の満洲語表記についても不明である。とはいえ、「世職根源冊」の恩詔記事とその後結果をみる限り、「旧漢軍」とは「旧漢人」ではなく、順治年間の投誠官と区別するために、順治九年に恩詔を得て世襲罔替とされた、入関前に八旗に編入された降清漢人全般を指した表現であることに疑いはない。以上、実録などの編纂資料からは第一回恩詔の事実を読み取ることはできず、清朝政権が当初から入関を境として旗人が差別化されていたのかと理解するのである。

世職(爵位)を有する旗人は、清朝支配層の中でも特権的であったが、すでに述べたように、世職は有限のもの

とつは皇后を冊立したとして、皇太后(孝荘文皇后、ボルジギト氏)に尊号を奉り、併せて世職を持つ旗人にたいして恩詔を下している。入関前に立職した降清漢人の世職官はほぼ全てが、この時をもって「世襲罔替」とされているのである。

世祖順治帝が下した恩詔は、順治七年の恩詔の名分が「太祖高皇帝(当時の諡号は武皇帝)の功德を尊崇」したことと比較しても、全くその意味合いが異なる。或いは二度にわたる恩詔は、世祖にとって「負の遺産」であったドルゴンの第一回恩詔をうち消す狙いが存在したかもしれないが、詳しいことは不明である。結果として、第一回恩詔の事実には載録されていない。いずれにせよ、太祖ヌルハチの嫡子であるドルゴン、太宗ホンタイジの後継者である世祖順治帝及び皇太后という図式は、順治九年の恩詔の名分が「皇太后への尊号」に変化したことから考えても、極めて政治的な色彩が強いと考えられる。

### おわりに

世職そのものは、清朝政権への貢献度をはかる指標として、旗人個人のパーソナリティに付随され研究対象とされることが多い。本稿では、順治年間における世職の授爵・加授・晋爵を追跡することで、清朝政権が降清漢人をどの

制限がない「世襲罔替」の二種類が存在した。有限世職者は、最終次数の襲職者が承襲する時「陣亡すれば承襲を許可するが、病没すれば承襲を許可しない」とされるため、限定された不安定な身分であった。これは、各々該当者にどのように映ったであろうか。

ところで、順治初年、世祖順治帝が幼少のため、太祖ヌルハチの第九子撰政王ドルゴンが政敵を追い落として自らの支配権を確立し、順治七年二月初九日の死去まで権力を握っていたことはよく知られている。順治二年(一六四五)の南京陥落以降も、引き続き漢人部将等による抗清活動は、止むことがなかった。同五年(一六四八)二月(六年正月)の金声桓、同年一月(六年三月)の李成棟、同年(六年)の姜瓖等の相次ぐ反乱は、清朝政権による中国内地支配がまだ未確定であることを証明している。順治七年の第一回恩詔に記された「天下が統一した」とは、これらの抗清活動が順治六年に収束をむかえたことを意味する。ドルゴンは入関戦争の延長上としてこれら抗清活動を認識していたのであろう。恩詔として加授・晋爵がおこなわれたが、特恩である世襲罔替の対象に、太宗期以降に投降した漢人つまり新漢人は含まれていなかった。

「世職根源冊」に依拠すれば、順治九年(一六五二)にひとつは「天下が大定された」世祖の親政として、もうひ

ように政権内部の特権的身分として取り込んでいったのかということをも、档案資料である「世職根源冊」と各編纂資料とを対照し、以下のように明らかにした。

順治七年(一六五〇)には旧漢人が、順治九年(一六五二)には新漢人が、段階的にそれぞれ特恩によって「世襲罔替」とされたという、従来とは異なる区分が存在していた。これは、入関前に八旗に編入された降清漢人が、順治八年(或いは九年)を境とし二対極化されるというこれまでの見解に、一部修正を迫るものにはかならない。換言すれば、撰政王ドルゴンの政権下においては、新漢人の世職が特権的な立場ではなかったことを意味するものである。つまり、入関前に八旗に編入された漢人を「遼東出身者」と一括的に表現する場合があるが、当該時期においては、彼等の実態は一様でなかったことは理解すべきであろう。

八旗社会全体におけるこれら射程の相異には、八旗満洲・八旗蒙古併せた考察が必要であるが、それについては今後の課題としたい。

【表一】清朝世職名称の変遷

天命五年 (一六一〇)			總兵官 (一〜三等)	副將 (一〜二等)	參將 (一〜三等)	遊擊 (一〜三等)	備禦
天聰八年 (一六三四)	公		昂邦章京 amban janggin (一〜二等)	梅勒章京 meiren i janggin (一〜三等)	甲喇章京 jalan i janggin (一〜二等)	甲喇章京 jalan i janggin (三等)	牛泉章京 niru i janggin
順治元年 (一六四四)	公 侯 伯				阿達哈哈番 adaha hafan (一〜三等)		
順治四年 (一六四七)			精奇尼哈番 jingqi ni hafan (一〜三等)	阿思哈尼哈番 asihan i hafan (一〜三等)	阿達哈哈番 adaha hafan (一〜三等)		拜他喇布勒哈番 baitalabure hafan
乾隆元年 (一七三六)			子(一〜三等)	男(一〜三等)	整軍都尉(一〜三等)		騎都尉
							拖沙喇哈番 tuwasara hafan
							雲騎尉
							半個前程 hontoho niru i janggin

【表二】主な旧漢人の世職関連表(「世職根源冊」による。「」内は、特に指示がない限り「八旗通志初集」各伝による)

氏名	立職年月日	初任世職	原職・立職理由	「世襲固替」年月日	備考
修養性	天聰八年五月一七日 〔天命初年〕	三等阿達哈哈番 〔二等副將〕	撫順商人。太祖と通謀したとして投獄、天命初年に来帰。	順治七年七月二日	天聰七年没。子の普漢が承襲。 「旧滿洲档」に勅書あり。
李永芳	天聰八年五月一七日 〔天命初年〕	三等阿思哈尼哈番 〔副將〕	撫順遊撃。天命三年、撫順城を開城して投降。	順治七年八月初八日	天聰八年没。子の巴顔が承襲。
趙一鶴	天聰八年五月一七日 〔天命初年〕	三等阿達哈哈番 〔遊撃〕	撫順中軍。もと李永芳の部下。天命三年、撫順城にて被獲。	順治七年八月初八日	天聰八年没。子の趙國政が承襲。
范文程	天聰八年五月一七日 〔天聰三年〕	三等阿達哈哈番 〔遊撃〕	生員。天命三年、撫順城にて獲得、及び天聰三年、遵化城での武功の二つ。	順治七年二月二日	

鮑承先	天聰八年	二等阿達哈哈番 〔二等甲喇章京〕	西平堡副將。天命六年に投降。	順治七年八月初八日	崇徳三年没。子の鮑敬が承襲。
孫得功	天聰八年五月一七日 〔天命七年〕	三等阿達哈哈番 〔三等甲喇章京〕	遊撃。天命七年、広寧城にて衆を率いて投降。	順治七年七月二日	天聰八年、子の孫有光が承襲。
石廷柱	天聰八年五月一七日 〔天命七年〕	三等阿達哈哈番 〔遊撃〕	広寧署理守備。天命七年、広寧城にて兄二人と投降。	順治七年八月初八日	
何智機理	天聰八年五月一七日	拜他喇布勒哈番 〔牛泉章京〕	千総。天命七年、広寧城にて石廷柱に随い投降。	順治七年三月初六日	順治三年没。子の霸図が承襲。
石天柱	〔天命七年〕	〔參將〕	〔広寧武弁。天命七年、広寧城にて弟等と投降〕	該当せず	根源冊は作成されず。
石國柱	〔天命七年〕	〔副將〕	〔広寧千総。天命七年、広寧城にて投降〕	該当せず	根源冊は作成されず。
金礦	順治元年二月初八日 (復職)〔太祖期〕	三等阿達哈哈番	〔遼東副將。太祖期に投降〕	順治七年七月二日	「滿洲名臣伝」卷一五、初任は三等男爵(三等阿思哈尼哈番)。
修延	〔太祖期〕	〔備禦〕	〔撫順城の平民。俘虜〕	該当せず	根源冊は作成されず。記述は全て「旧滿洲档」の勅書による。
祝世昌	〔太祖期〕	〔遊撃〕	〔鎮江遊撃。天命初年に投降〕	該当せず	根源冊は作成されず。記述は全て「旧滿洲档」の勅書による。
張大猷	天聰八年五月一七日	三等阿達哈哈番 〔三等甲喇章京〕	千総。天命七年、広寧城にて投降。	順治七年七月二日	
廬國志	年代記載なし〔天命七年〕	二等阿達哈哈番 〔三等參將〕	守備。天命七年、広寧城にて投降。	順治七年七月二日	天聰八年没。子の廬延祚が承襲。 順治五年、孫の廬崇峻が承襲。
王一屏	〔天聰八年〕	〔三等甲喇章京〕	〔開元城千総。天命四年、二〇人を率いて投降〕	不明〔七年遇恩、詔、……九年遇恩詔〕	天聰八年没。子の王國光が承襲。 乾隆年間に滿洲旗に移動のため、その根源冊は未見。
郎紹正	天聰八年五月一七日	三等阿達哈哈番 〔三等甲喇章京〕	千総。天命七年、広寧城にて投降。	順治七年二月初八日	順治三年没。子の郎化麟が承襲。

張士彦	天聰八年五月一七日	三等阿達哈哈番 〔三等甲喇章京〕	城にて投降。	天命七年、広寧巡撫中軍官。天命七年、広寧城にて投降。	順治七年	天聰八年、子の張朝璣が承襲。
佟鎮國	天聰八年五月一七日 〔太祖期〕	三等阿達哈哈番	都司。天命七年、広寧城にて投降。	順治七年七月二日	天聰八年以前に没。子の佟一鵬が承襲。	
李国臣	天聰八年五月一七日 〔太祖期〕	二等阿達哈哈番 〔遊擊〕	長勝堡の備禦。天命初年、長勝・長勇二堡をあげて投降。	順治七年正月二日	天聰八年以前に子の李高植が承襲。 〔旧滿洲档〕に勅書あり。	
李继学	年代記載なし 〔太祖期〕	都司 〔大都司〕	清河商人。天命六年に投降。	順治七年八月	子の李国翰が承襲。 〔旧滿洲档〕に勅書あり。	

註

- (1) 清太宗ホンタイジが一六三六年（崇徳元年、明朝の崇禎九年）に定めた国号は「大清国」（滿洲語表記は Daigig surun）であり、それ以前は「金国」（滿洲語表記は Aisin gurun、或いは Manju gurun [滿洲国]）であるが、本稿においては混乱を避けるため、文頭より「清朝」を用いる。
- (2) 世職名称の変遷については、【表一】を参照。
- (3) 松浦茂「天命年間の世職制度について」（『東洋史研究』第四二巻第四号、一九八四年三月）。
- (4) 上田裕之「八旗俸餉制度の成立過程」（『滿族史研究』第二号、二〇〇三年五月）。
- (5) 太祖ヌルハチは、当該旗王との間にすでに構築されていた姻戚関係などを基準として、旗人集団をニル（八旗制の末端組織）として分封していた。そのニルの領有は代々旗王ごとに世襲されていたことから、累代の主従関係が形成されていた。
- (6) 八旗漢軍は正式には烏真超哈（滿洲語表記は Jian cooha）と称する。本義は「重い兵」であり、火炮を取り扱うことから命名された。正式に八旗漢軍の名称が与えられるのは順治一七年（一六六〇）、漢語名称制定の一環としてである。『八旗通志（初集）』巻三四、順治一七年三月に「兵部

- に論じて曰く、以後、……烏真超哈 (Jian cooha) を、滿洲字でそのまま Jian cooha と称し、漢字で称するに漢軍となせ。爾の部はただちに伝論して、違ひおこなわせよと言った」とある。本稿では、主に順治年間までを扱うため、必要な場合を除き降清漢人と表記する。清朝に投降した様々な漢人集団については、すでに数多くの研究が存在する。代表的な専論としては、渡辺修氏が研究対象としてきた「遼人」というカテゴリーがある。渡辺修「明末の遼人について」（『東方学』第六五輯、一九八三年一月）、同「清初の漢官とその任用」（『盈虚集』第八号、一九九一年二月）、同「順治年間（一六四四—一六〇）の漢軍（遼人）とその任用」（石橋秀雄編『清代中国の諸問題』山川出版社、一九九五年七月）を参照。筆者は、「旧漢人」・「新漢人」・「投誠官」という、当時実際に用いられていた名称から八旗漢軍旗人を考察している。綿貫哲郎「清初の旧漢人と八旗漢軍」（『史叢』第六七号、二〇〇二年九月）、同「關於入関後編立的八旗漢軍佐領」（『清史論集—慶賀王鍾翰教授九十華誕』紫雲城出版社、二〇〇三年八月）、同「清初の旧漢人と清皇室」（『滿学研究』第七輯、民族出版社、二〇〇三年一月）を参照。葉高樹氏は、明末清初を単なる滿漢二項対立で把握することに疑問を呈する。そして、投降前の漢人部將集団を清朝政權やその他の強者間にある第三の勢力として捉えることで、清朝政權に投降してからの集団の特質性に言及している。葉高樹「降清明將研究（一）六
- (7) 綿貫哲郎「六條例」の成立—乾隆朝八旗制策の一断面—」（『社会文化史学』第四五号、二〇〇三年一〇月）二五頁。
- (8) 細谷良夫「八旗通志『旗分志』編纂とその背景—雍正朝佐領改革の一端」（『東方学』第三六輯、一九六八年九月）を参照。
- (9) 「八旗世襲譜档」については、楠木賢道「清代譜牒檔案内閣」について」（『清史研究』第三号、一九八七年四月）、綿貫哲郎「いわゆる『八旗世襲譜档』について」（『滿族史研究通信』第九号、二〇〇〇年四月）を参照。
- (10) 「諭行旗務奏議」雍正一一年五月二六日の条。
- (11) 「欽定八旗通志」巻一・旗分志一・滿洲佐領縁起。
- (12) 乾隆年間作成として確認できる八旗漢軍旗人の「世職根源冊」は、管見の限り、東洋文庫所蔵「鑲藍旗漢軍呈造佐領世職根源家譜冊」（全二冊、無年月、漢文）が唯一のものである。該譜冊は、いわゆる「佐領世職根源冊」であるが、乾隆中期作成と考えられる。その根拠は、乾隆一五年に制定された恩騎尉（滿洲語名称は Keingge hatan）の名称がありながら、乾隆四三年に制定された八旗世襲官

である族中承襲佐領が記載されていないことにもとづく。現存するうち比較的初時代の根拠冊である。

- (13) 前掲、綿貫哲郎「清初の旧漢人與清皇室」では、旧漢人と清朝皇室との姻戚関係(交換婚)を援用して、八旗制への編入構造を検証している。

- (14) 石橋秀雄「清初の対漢人政策」とくに太祖の遼東進出時代を中心として、「清代史研究」緑蔭書房、一九八九年。原載「史艸」第二号、一九六一年一〇月、一五六頁。

- (15) 「八旗世襲譜档」世襲二二二号「正藍旗漢軍八十六(佟氏)二等子世襲根拠冊(滿漢文)」(根拠冊名はすべて仮称)。なお文中の説明ならびに訳文の補い等については「」を用いた(以下同)。

- (16) 松村潤「清太祖実録の研究」(東北アジア文献研究会、二〇〇一年三月)二九頁「滿文老档」太宗一五、無年月。また勅書については、細谷良夫氏の研究がある。細谷氏は、太祖の天命年間に授与された八旗滿洲旗人の勅書の書き換え(塗抹・塗改・削除)部分を、検証をおして旗人の地位の変動を復元し、清朝勃興期の政治変動の一端を明らかにしている。細谷良夫「滿文原档」「黄字档」についてその塗改の検討、「東洋史研究」第四九号第四号、一九九一年三月、同「布山總兵官考」(「清朝と東アジア」山川出版社、一九九二年三月)を参照のこと。

- (17) 修明寛・李徳進「滿族佟氏史略」(撫順市新聞出版局、一九九九年二月)に、佟延の勅書(賚命)の写真が掲載されている。

れている。

- (18) 「八旗世襲譜档」世襲九二二号「鑲紅旗漢軍金世純一等輕車都尉世襲根拠冊(滿漢文)」。

- (19) 「八旗世襲譜档」世襲九二二号「鑲紅旗漢軍郎應星騎都尉兼雲騎尉世襲根拠冊(漢文)」。

- (20) 「八旗世襲譜档」世襲二二二号「鑲黃旗漢軍張玉龍三等男世襲根拠冊(漢文)」。

- (21) 世職の承襲状態を記した檔案としては、もうひとつ「世襲職官档」が知られている。「世襲職官档」は同じく中国第一歴史檔案館所蔵「歷朝八旗雜档」のうち、世職の承襲を記した檔案類を杉山清彦氏が仮称したものである。「世襲職官档」の性格について杉山氏は、「佐領原由档」とともに「八旗通志初集」作成のために各旗から提出された原材料をもとに、八旗志書館で作成・保管された原資料・草稿及び編纂事業に関する一連の檔案類であると指摘している。杉山清彦「中国第一歴史檔案館蔵「歷朝八旗雜档」簡紹」(「滿族史研究通信」第八号、一九九九年)五六頁。
- (22) 楊学琛・周遠廉「清代八旗王公貴族興衰史」(遼寧人民出版社、一九八六年三月)一七三―一七四頁。
- (23) 「大清会典(雍正朝)」卷・一九・吏部・功臣世職。
- (24) 「八旗世襲譜档」世襲四二二号「正白旗漢軍阿裕噶(石氏)一等子加一雲騎尉世襲根拠冊(滿漢文)」。丸数字は筆者(以下同)。

- (25) 「八旗世襲譜档」世襲九二二号「鑲紅旗漢軍孟長齡二等輕車

都尉世襲根拠冊(漢文)」。

- (26) 「八旗世襲譜档」世襲一五五号「鑲黃旗漢軍馬肇永一等子世襲根拠冊(漢文)」。

- (27) 「八旗世襲譜档」世襲四二二号「正白旗漢軍海福(曹氏)一等輕車都尉世襲根拠冊(滿漢文)」。

- (28) 大凌河攻城戦で帰順した漢官にたいしては、旧武官職に依じて世職を賜与したといわれている。前掲、「滿文老档」太宗四三、天聰五年一〇月二八日の条、「同書」太宗五一、天聰六年三月初一日の条には、それぞれ一等副將以下、參將・遊擊等に任じている。

- (29) 「八旗世襲譜档」世襲八三三号「鑲白旗漢軍德善(胡氏)一等男加一雲騎尉世襲根拠冊(漢文)」。

- (30) 「八旗世襲譜档」世襲四二二号「正白旗漢軍音登額(夏氏)二等輕車都尉世襲根拠冊(滿漢文)」。

- (31) 「八旗世襲譜档」世襲九二二号「鑲紅旗漢軍吳慶泰三等男世襲根拠冊(漢文)」。

- (32) 「大清世祖章帝実録」順治五年八月壬寅の条。

- (33) 「八旗世襲譜档」世襲九二二号「鑲紅旗漢軍和図(于氏)三等輕車都尉世襲根拠冊(漢文)」。

- (34) 投誠官のうち高級官僚の馬得功(「八旗世襲譜档」世襲九二二号「鑲黃旗漢軍(馬氏)蘇勒芳阿二等侯世襲根拠冊(漢文)」)・田雄(「八旗世襲譜档」世襲九二二号「鑲黃旗漢軍(田氏)一等侯世襲根拠冊(漢文)」)が世襲代替であるのは、彼らの得た世職三等侯・二等侯(ともに立職時)の

承襲次数が、すでに一五次を超えていることにはかならない。一五次の承襲次数を超えた世職が世襲代替とされることについては、「大清会典(雍正朝)」卷一九・吏部・驗封清吏司を参照のこと。

- (35) 一例をあげれば、正白旗漢軍の徐成功は沈志祥屬下、雷有倉巴圖魯は尚可喜屬下(以上、中国第一歴史檔案館所蔵「正白旗漢軍造報世職承襲档」雍正二年「一七三四」一二月)、鑲藍旗漢軍の班秩福は尚可喜屬下であった(中国第一歴史檔案館所蔵「Jikan pang. gung. geras hafasai bebu. (漢人の王・公と衆官員等の氏名)」康熙二年七月重修)。

- (36) 「八旗世襲譜档」世襲九二二号「鑲紅旗漢軍趙宏照一等輕車都尉世襲根拠冊(漢文)」。

- (37) 「八旗世襲譜档」世襲九二二号「鑲紅旗漢軍趙世晟二等輕車都尉世襲根拠冊(漢文)」。

- (38) 神田信夫「清初の漢軍武将石廷柱について」(「駿台史学」第六六号、一九八六年二月)一五―一八頁。

- (39) 註(6)を参照。

- (40) 中国第一歴史檔案館「滿文内国史院档・順治朝(マイクロフィルム)」では、当該時期の記録が脱落している。

- (41) 「大清太宗文皇帝実録」天聰八年五月一七日の条によれば、この時期「世襲代替」であったのは、滿洲人のヤングリリェフ等六名のアンバンであった。第一章末尾の本文を参照のこと。

- (42) 順治年間の摂政王ドルゴンについては、鷲淵一「睿親王と皇父摂政王の称号について―睿親王研究の一斑―」、『史学』第六四号、一九五七年一月、同「清初順治初世の派閥的抗争に就いて―特に睿親王派の結成について―」、『人文研究』第九卷第一号、一九五八年一〇月、順治年間の政治史については、谷井俊仁「順治時代政治史試論」、『史林』第七七卷第二号、一九九四年三月を参照のこと。
- (43) 太祖ヌルハチの事業を記した『太祖武皇帝実録』の編纂過程において、ドルゴン自身は、自分の生母に関する部分の改修を命じていたこと、そしてドルゴン死去後に再びもとどおりに復元させたことが明らかにされている。前掲、松村潤『清太祖実録の研究』三頁に詳しい。

〔付記〕本稿は、清朝と八旗をめぐる国際セミナー（二〇〇四年一〇月二二日～二四日、於日本大学塩原研修所）において「世職制度からみた清初の八旗漢軍旗人」と題して口頭発表した内容の一部である。当日、貴重な意見を賜った方々に、あらためて感謝申し上げます。

日本大学史学会

史叢

第七十八号

(平成二〇年三月三十一日発行)

「世職根源冊」からみた清初の降清漢人

綿貫哲郎